

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年3月25日

令和6年4月18日修正 清新会の届出撤回

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|------------------|-----------|-----------|
| 清水聖士 | 清新会 | 令和3年6月10日 |

2 法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 松崎秀樹 | 櫻樹会 | 令和4年1月28日 |
| 本多一之 | 平成政経研究会 | 令和4年2月1日 |